

秩父演習林で車両を運転する皆様へ

秩父演習林の林道における車両事故を未然に防ぐため、運転する方は以下の事項を守って下さい。

1. 運転者制限

- (1) 運転者は未舗装路での運転経験が充分な方に限ります。
- (2) 夜間に通行する場合、運転者は通行箇所を昼間に複数回通行している方に限ります。
- (3) 二輪車の通行は原則として禁止します。
- (4) 学生、院生の運転による通行は禁止します。ただし以下の条件を満たす場合は通行可能とします。
 - (a) 1年以上の運転経験がある教職員が同乗している場合。
 - (b) 複数台による通行で、(a)の条件を満たす者が先行している場合。

上記のほか、秩父演習林長の判断により特に通行を許可する場合があります。

特に冬季（12－3月）は路面凍結のため相当の経験のある方以外は通行を禁止します。

2. 注意事項

- (1) 林道における安全速度は15km/hとする。
- (2) すれ違い時、駐停車時など車両を路肩に寄せる場合は無理をせずに細心の注意を払うこと。特に車両を後退させる時は同乗者がいる場合は誘導してもらうこと。
- (3) カーブでは特に徐行し、必要に応じてクラクションを鳴らすなどの安全措置を取ること。
- (4) 駐車する場合は、以下の措置をとること
 - ①AT車の場合はシフトをPにし、マニュアル車の場合はギアを1速かRにする。
 - ②石などを利用して車輪を輪止めする。

3. その他

- (1) 気象条件等を考慮し、安全に運行できるよう必要な措置をとること。
- (2) 不測の事態が起きた場合は無理をせず、携帯電話が通じる場所か公衆電話まで徒歩で移動し秩父事務所か栃本作業所に連絡すること。

4. 緊急連絡先

秩父事務所 0494-22-0272

栃本作業所 0494-55-0355

(公衆電話の場合0494は不要)

平成19年3月1日

秩父演習林長